

活 動

全 国
町 村 会

18年度政府予算編成で
実行運動



自民党

上から、久間総務会長・中川政務調査会長・遠沢幹事長代理(いずれも中央)に要請する本会正副会長

全国町村会は平成18年度政府
予算編成を控え、12月1日予算
対策本部を設置するとともに、
12月9日に常任理事会を開催
し、会議終了後、役員が自民党
や関係省庁幹部と面談、去る11
月30日の全国町村長大会で採択
した「緊急重点決議」及び「全
国町村長大会要望」事項の実現
方を要請した。

要請活動は、自民党、総務省、
国土交通省、厚生労働省、農林
水産省などに対し、四班に分か
れて実施した。

要請先と要請活動を行った本
会役員は次のとおりである。

〔自民党〕

山本会長(福岡県添田町長)

青木副会長(東京都日の出町長)

魚津副会長(富山県朝日町長)

石原副会長(香川県三木町長)

活 動

【総務省】 林事務次官(中央)に
要請する本会役員



【国土交通省】 谷口道路局長(中
央)に要請する本会役員

【厚生労働省】 磯部老健局長(左)
に要請する本会役員



【厚生労働省】 水田保険局長(右手前)、
唐澤国民健康保険課長(右奥)に要請

【農林水産省】 石原事務次官(中
央)に要請する本会役員



【農林水産省】 前田林野庁長官
(中央)に要請する本会役員

【総務省・国土交通省】

小野 監 事(青森県中泊町長)
楨本常任理事(山口県由宇町長)
松本常任理事(佐賀県北方町長)

【厚生労働省】

芹澤常任理事(静岡県函南町長)
本 田 監 事(鳥根県斐川町長)
宮城常任理事(沖縄県嘉手納町長)

【農林水産省】

寺島常任理事(北海道乙部町長)
菅野常任理事(福島県飯館村長)
服 部 監 事(三重県菰野町長)
白石常任理事(愛媛県松前町長)

今回の実行運動で要請
した「緊急重点決議」は、
本誌第2542号19頁に、
「全国町村長大会要望」は、
同号21頁に掲載しており
ます。
なお、これらの内容は、
本会ホームページ(<http://www.zck.or.jp>)からご覧
頂けます。

三位一体改革 政府・与党合意

3兆円の税源移譲は実現するが負担転嫁も

— 地方六団体は19年度以降も引き続き改革求める —

三位一体改革が11月30日の政府・与党合意で決着した。生活保護費の負担率引下げは地方側の猛反発で回避され、財務省が抵抗していた施設費も税源移譲の対象となった。その一方で、義務教育費国庫負担金は暫定措置分を捻出するため小・中学校を合わせて負担率が引き下げられたほか、新たに児童扶養手当・児童手当の負担転嫁も盛り込まれた。

この結果、難航した補助金改革は6千億円が積み上がり4兆円の補助金改革と3兆円規模の税源移譲が実現。地方交付税は、地方税収増で前年度比5・9%減となった。さらに、地方一般財源総額も前年度比並みを確保したが、三位一体改革の目的である地方の自由度拡大でも大きな進展はみられなかった。

政府・与党合意では改革の継続が明記されたものの、地方側が求めた「第二期改革」を実現するには、作戦の建て直しも求められそうだ。

政府・与党合意の翌12月1日、地方六団体会長は、「今回の内容は、地方分権の今後の展望を拓くための第一段階と受け止めており、引き続き平成19年度以降も更なる改革を進めるべきである。」との共同の声明を発表した。

今回の三位一体改革は、4兆円の補助金改革と3兆円規模の税源移譲

のために残された補助金改革6千億円の積み上げが課題。地方六団体は8月、政府からの再度の要請を受けて総額約1兆円の補助金改革案を提出したが、各省はゼロ回答に終始。そこで新内閣の官房長官に就任した安倍晋三長官が関係7省に補助金改革額を割り当て、官房長官と財務・総務・経財担当の四閣僚を中心に最終調整を進め、政治決着で政府・与党合意に達した。

◆生活保護の負担転嫁は回避

政府・与党合意によると、厚生労働省が打ち出した生活保護費の地方負担転嫁案は、地方六団体の「事務返上」という違例ともいえる反発を受けて回避されたが、新たに児童扶

養手当（現行負担率4分の3）と児童手当（同3分の2）の負担率がそれぞれ3分の1に引き下げられた。また、義務教育費国庫負担金については小・中学校分を合わせて国の負担割合（現行2分の1）を3分の1

に引下げ8、500億円を捻出することになった。一方、施設費は財務省が国債財源のため移譲財源がないことなどを理由に徹底的に抵抗していたが、税源移譲割合は5割に値切られたものの税源移譲対象とされた。

この結果、6千億円の補助金改革が積み上がり3兆円規模の税源移譲が実現することになった。税源移譲は、所得税から個人住民税への恒久措置として行われる。

さらに、政府・与党合意は「地方分権に向けた改革に終わりはなし」と明記。同合意内容を説明した12月1日の「国と地方の協議の場」でも、安倍官房長官は「地方分権に向けた改革には終わりはなし。今後とも真に地方の自立と責任を確立するために改革を行っていく」と述べ、地方六団体が求めていた第二期改革にも言及した。合わせて、「国と地方の協議の場」についても「これからも続けていきたい」との考えを示した。

◆義務教育費は今後も焦点?

今回の三位一体改革では、昨年の政府・与党合意で先送りされた生活保護費と義務教育費国庫負担金の取扱が大きな焦点となった。

うち、義務教育費では文部科学省が中央教育審議会に義務教育特別部会を設置、地方代表3人（知事、市長、町長）も加わり審議した。しかし、100時間を超える審議では国庫負担がなくなれば地域格差が拡大、他につけ回しされるなど、地方

活 動

アスベスト対策で緊急要望
全国町村会

不信」を前提にした批判が相次ぎ、10月26日の総会では地方代表3人が反対する中、多数決で「義務教育費国庫負担制度の堅持」が答申された。地方側は強く反発したが、結局、政

府・与党合意では「義務教育制度の根幹を維持し、国庫負担制度を堅持する」とした上で、小・中学校を通じた国庫負担の割合を3分の1に引下げることになった。小坂憲次文科

相は同日の談話で「中教審答申と三位一体改革の両方を踏まえ、ぎりぎりの折衝を行い、今回、苦渋の決断として受け入れた」と述べた。既に暫定措置として今年度予算で税源移

にわたって健康被害の発生が予想されることから、住民の不安を払拭するには、アスベスト対策を一層強化していく必要がある。

国においては、被害者救済のための新たな法的措置など緊急に取り組むべき対策を明らかにしているが、国民の不安を払拭し、安全と安心を確保するため、下記の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記

アスベスト問題に関する緊急要望

造工場の従業員や家族及び周辺住民の健康被害の状況が公表され、社会問題化していることから、町村住民の間にもアスベストに対する健康や環境への不安が高まっており、各町村においては相談窓口の設置や公共施設における使用状況の把握等を行い、住民の不安払拭に取り組んでいくところである。

1、関係省庁が実施している各種相談窓口と自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、住民の不安解消を図るため、最新の知見を取りまとめた十分な情報提供を行うなど、専門的な相談支援体制を充実すること。

2、周辺住民等の健康被害の実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する健診、医療費補助等の必要な措置を講じること。
3、公共施設等におけるアスベスト使用確認検査及び除去等の改善措置に対して十分な財政支援措置を講じること。

4、建物の解体や補修に伴うアスベストの飛散防止対策及び適正処理のための廃棄物対策を強化すること。
5、アスベスト含有製品の全面禁止を早期に達成するため、代替の促進を図ること。

議（交付金）されている8、500億円を拒否すると三位一体改革全体が崩れることから、同額を捻出するため2・5兆円ある小・中学校の義務教育費から逆算して「3分の1」をばしき出したもといえる。

中教審委員でもある山本文男全国町村会会長は、折衝が大詰めを迎えた11月24日の「国と地方の協議の場」で、「中教審では（地方は）財源論しか言わないと随分非難された。中学校だけ（全て税源移譲）すれば地方裁量で中学校教育ができるが、3分の1になると地方は財源論だけ言っていたことを裏付けることになる」と、文科省の「奇策」にクギを刺していたが、結果は山本会長の危惧どおりとなったといえる。

また、政府・与党合意では「今後、与党で義務教育や高校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する」ことも盛り込まれた。麻生渡全国知事会会長は12月1日の「国と地方の協議の場」終了後の記者会見で、「義務教育費の（一般財源化が必要との考え方が変わるものではない」と述べ、第二期改革でも引き続き廃止を求めている考えを示しているが、小坂文科相は12月2日の閣議後の記者会見で「合意文書は制度堅持を明記しており、負担金の廃止・地方移譲は考えられない」と語り、今回の決着が「恒久措置」であることを強調した。義務教育費問題は、今後もなおくすぶりつつそつだ。



辻厚生労働審議員(左)に要請する山本会長(右)と小野監事(右から二人目)



林総務事務次官(中央)に要請する山本会長(右)と小野監事(左)

政 策

三位一体の改革について（政府・与党合意）

（平成17年11月30日）

三位一体の改革については、「地方にできることは地方に」という方針の下、平成18年度までに、4兆円程度の国庫補助負担金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの確実な実現を図るため、検討を進めてきた。

政府・与党は、昨年11月の「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、かつ、地方の意見を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲について、下記のとおり合意する。

なお、地方交付税の見直しについては、今後の予算編成を通じて具体的な調整を行う。

地方分権に向けた改革に終わりはない。

政府・与党としては、18年度までの改革の成果を踏まえつつ、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく。

記

1、国庫補助負担金の改革について

(1)総額

国庫補助負担金の改革については、平法18年度において、上記「政府・与党合意」において同年度に行うことを決定済みの改革に加え、別紙1のとおり、税源移譲に結びつく改革（6、540億円程度）を行う。昨年度までの決定分（3・8兆円

程度）に加え、今回の税源移譲に結びつく改革、さらにスリム化の改革及び交付金化の改革を進めることにより、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を達成する。

(2)各分野

イ、文教

義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8、500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。

また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。

ロ、社会保障

児童扶養手当（3/4 1/3）、児童手当（2/3 1/3）、施設費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国（政府・与党）と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

別紙 1

平成18年度における国庫補助負担金改革

	改革額	概 要
総務省	10億円程度	消防防災施設整備費補助金、電気通信格差是正事業費補助金
文部科学省	170億円程度	公立学校等施設整備費補助金
厚生労働省	5,290億円程度	児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費等負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金（公立分）、医療施設等施設整備費補助金（公立分）等
農林水産省	340億円程度	農業・食品産業強化対策推進交付金、農業共済事業事務費負担金、農山漁村地域活性化推進交付金、水産業振興等推進交付金、米需給調整総合対策事業推進費補助金 等
経済産業省	70億円程度	小規模企業等活性化補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金、新事業支援施設整備費補助金
国土交通省	620億円程度	公営住宅家賃対策等補助
環境省	40億円程度	産業廃棄物適正処理推進費補助金、交付地方債元利償還金補助金
合 計	6,540億円程度	

（注）上記は、昨年11月の政府・与党合意において18年度に行うことが決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金を含む）以外で、税源移譲に結びつく改革に該当するもの

活 動

八、施設費

建設国債対象経費である施設費については、地方案にも配慮し、以下の国庫補助負担金を税源移譲の対象とする。その際には、廃止・減額分の5割の割合で税源移譲を行うものとする。

また、上記の施設費について廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行う。

消防防災施設整備補助金 等 (総務省)

公立学校等施設整備補助金(文部科学省)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 等(厚生労働省)

資源循環型地域振興施設整備補助金 等(経済産業省)

二、その他

公営住宅家賃対策等補助の減額に

当たっては、年度間や地域間の変動に対応した支援を国としての確に行うとともに、社会的弱者への住宅セーフティネットを実現するという国の責務を確実に果たすことができる仕組みを整備することとする。

なお、今後の予算編成過程において検討される制度改正については、適切に対処する。

2、税源移譲について

(1)税源移譲は、上記1、及びこれまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、別紙2のとおり、3兆円規模とする。

(2)この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、別紙2の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

「三位一体の改革」に関する政府・与党合意に対する声明

(平成17年12月1日)

本日、「三位一体の改革について」の政府・与党合意内容が我々地方六団体に示された。

我々は、これまで過度に中央に集中する権限・財源を、住民に身近な地方公共団体に移し、地域ニーズに応じた多様で透明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立するとともに、中央政府の無駄を排して、全体として国と地方を通じての行財政のスリム化を図ることにつながる地方分権改革を進めるべきと主張し

てきた。これは、小泉内閣の進められた「官から民へ」、「国から地方へ」の構造改革と軌を一にするものであり、地方分権の理念を踏まえた「三位一体の改革」こそが真の「国から地方へ」の改革と言えるものである。本日示された政府・与党合意によれば、3兆円という大規模な税源移譲を基幹税により行うこととしており、これはこれまでにない画期的な改革であり、今後の地方分権を進めるうえにおいて大きな前進である。

別紙 2

- 1. これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、3兆円規模の税源移譲を行う。
2. 上記1.の税源移譲は、次のとおりとする。

Table with 2 columns: Item, Amount. Includes (1) 今回決定分 and (2) 既決定分 with sub-items like 厚生労働省, 文部科学省, etc.

(注) 既決定分は、昨年の政府・与党合意で決定済みのもの(暫定措置とされた義務教育費国庫負担金分8,500億円程度を含む。)及び平成16年度分の合計額。

- 3. 平成18年度予算においては、上記2.の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

また、もともと地方の改革案から除外していた生活保護費が盛り込まれなかったこと、税源移譲率には課題があるが施設整備費を対象に採り入れたことは地方の意見が反映されたものとなっているものの、一方、児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど我々地方が主張してきた真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題が含まれている。

今回の内容は、地方分権の今後の展望を拓くための第一段階と受けとめており、引き続き平成19年度以降も更なる改革を進めるべきである。これからの年末の予算編成、税制改正等において政府・与党合意の具体化を図っていくに当たり、地方の意見を十分反映したものとするとともに、特に、平成18年度の地方交付税については、昨年11月26日の政府・与党合意及び「基本方針2005」の趣旨を踏まえ、地方団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額を確保すべきである。我々地方六団体は、真の地方分権改革を着実に実現するため一致結束し、改革を前進させるためにも、「国と地方の協議の場」の制度化を求めるとともに、地方分権改革が国民各位の幅広い理解が得られるよう一層努力していく。

政府・与党 医療制度改革大綱を決定

政府・与党医療制度改革協議会は、12月1日、医療費抑制などを柱とする「医療制度改革大綱」を決定した。懸案となっていた75歳以上を対象とした後期高齢者医療保険の運営主体は、都道府県内の全市町村が加入する広域連合が担うこととされた。

今回の決定に先立ち示されていた厚生労働省の「医療制度構造改革試案」(10月19日付)では、後期高齢者医療保険の運営主体が「市町村」とされていたため、全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)は、10月26日、全国市長会、国民健康保険中央会と共同で「国保と介護保険の両保険者として極めて厳しい財政運営を強いられている市町村が、制度の運営主体になることは到底容認できない。」とする意見をとりまとめ、強く反発していた。また平成15年3月の基本方針で明記されていた「(公的)医療保険制度の一元化」が、私案で削除されていたことから、同意見では、「一本化に向けた道筋を明確に示すこと」を強調。大綱では、これを受けた形で「都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を進め、保険財政の基盤の安定を図り、医療保険制度の一元化を目指す」ことが明記された。

厚生労働省では、大綱の決定を受け、医療制度改革関連法案を時期通常国会に提出する予定である。

「医療保険制度改革大綱」の要旨は次のとおり。

医療制度改革大綱(要旨)

改革の基本的な考え方

1、安心・信頼の医療の確保と予防の重視

- ・国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立する。
- ・今後は、治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換を図っていく。

2、医療費適正化の総合的な推進

- ・皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療費の過度の増大を招かないよう、経済財政と均衡がとれたものとしていく必要がある。
- ・医療給付費の伸びについて、その実績を検証する際の目安となる指標を策定するなど、国民が負担可能な範囲とする仕組みを導入する。
- ・糖尿病等の患者・予備群の減少、平均在院日数の短縮を図るなど、計画的な医療費の適正化対策を推進する。
- ・医療費の無駄を常に点検するとともに、公的保険給付の内容・範囲の見直し等を行う。

3、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

- ・老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行の制度では、現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されている。
- ・新たな高齢者医療制度を創設し、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とする。
- ・市町村が運営する国民健康保険は財政基盤が脆弱であり、また、健康保険組合の中には、小規模で財政が窮乏している保険者もある。
- ・政府管掌健康保険は、全国一本の保険者であり、地域の実情が保険運

営に十分に反映されていないという課題がある。

- ・都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を進め、保険財政の基盤の安定を図り、医療保険制度の一元化を目指す。

安心・信頼の医療の確保と予防の重視

1、安心・信頼の医療の確保

- ・医師不足問題への対応
- ・都道府県ごとに医療対策協議会を設置し、医学部入学生員の地域枠を拡大するなど、地域の実情に応じた医師確保策を総合的に講じていく。
- ・患者が、一貫した治療方針のもとに切れ目ない医療を受けられることができるよう、地域医療を見直す。
- ・医療計画において、脳卒中対策がん医療、小児救急医療など事業別の医療連携体制を構築する。
- ・患者に対する情報提供の推進
- ・患者に対する情報提供を推進し、患者の医療に関する選択に資するため、都道府県による医療機関に関する情報提供を制度化する。
- ・保険医療機関等に医療費の内容がわかる領収書の発行を義務づける。
- ・遠隔医療の推進等
- ・地域による医療水準の格差を解消するよう、IT技術を活用した遠隔医療を推進するなど医療水準の均てん化を図る。
- ・信頼できる医療の確保
- ・患者のニーズや医療現場の実態を

政 策

踏まえ、以下の対策を推進する。
 ・ 根拠に基づく医療（EBM）の推進

・ 医療の質の向上に向けた第三者評価の推進

・ 医療安全支援センターの制度化など医療安全対策の充実

・ 医療従事者の資質向上
 ・ 終末期医療の患者に対する在宅医療の充実

・ 医療法人制度改革
 ・ 公益性の高い法人類型の創設等の医療法人制度改革を行う。

・ 医療法人に必要な会計の在り方について検討する。

2、予防の重視

国民運動の展開

・ 糖尿病・高血圧症・高脂血症といった生活習慣病の予防を国民運動として展開し、運動習慣や、「食言」の推進を含め、バランスのとれた食生活の定着を図る。

生活習慣病予防のための取組体制
 ・ 都道府県の健康増進計画に運動、食生活、喫煙等に関する目標を設定する。

・ 健診・保健指導実施率等の目標を設定する。

・ 保険者に健診・保健指導を義務づける。

・ 保健指導の効果的な実施を図るため、国において保健指導プログラムの標準化を行う。

がん予防の推進

・ 禁煙支援などの生活習慣の改善を進める。

・ たばこ税を引上げるべきとの意見については、税制改正全体の中で議論していく。

、医療費適正化の総合的な推進

1、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡の確保

・ 公的保険給付の見直し等を積み上げた効果を織り込んだ形で、経済規模と照らし合わせる。

・ 5年程度の医療給付費の規模の見直しを示し、医療給付費の伸びの実績を検証する際の目安となる指標とする。

・ 一定期間後、指標と実績とを突き合わせ、医療費適正化方策の効果を検証し、施策の見直しに反映させる。

2、医療費適正化計画の推進

(1)計画の策定

・ 国及び都道府県等が協力し、生活習慣病対策などの計画的な医療費適正化に取り組む。

・ 医療費適正化計画の策定の手順・内容は、次のとおりとする。

・ 国及び都道府県は、基本方針に即して、医療費適正化計画（5年間）を策定

・ 国は都道府県での取組に対する財政支援、計画を実施する人材の養成等の取組を定める

・ 都道府県は、糖尿病等の患者・予備軍の減少率や平均在院日数の短縮の政策目標を定める。

・ 医療費の見直しを国レベル、都道府県レベルで定める

・ 入院医療費は、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることを検討する。

(2)計画の推進のための措置
 ・ 都道府県医療費適正化計画の実現のため、診療報酬体系の見直しや病床転換を進めるための医療保険財源を活用した支援措置を講ずる。

・ 患者の病院から在宅への復帰が円滑にできるよう、在宅医療・介護の連携強化や居住系サービスの充実を図る。

(3)計画の達成の検証
 ・ 計画の中間年に進捗状況を検証し、必要な取組を強化する。
 ・ 計画終了時に政策目標の達成状況を検証する。

・ 都道府県別の診療報酬の特例は国と都道府県で協議し、国が措置する。

3、公的保険給付の内容・範囲の見直し等

(1)高齢者の患者負担の見直し（平成18年度）

・ 70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得の者は、現役と同様に3割負担とする。

(2)食費・居住費の負担の見直し

・ 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担の見直しを図る。

(3)高額療養費の自己負担限度額の引上げ等

・ 報酬総額に見合った水準となるよう引上げを行う。

・ 人工透析患者のうち所得の高い者については、自己負担限度額の引き上げを行う。

(4)現金給付の見直し
 ・ 傷病手当金及び出産手当金は、支給額への賞与の反映などの見直しを行う。

・ 出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げる。

・ 被用者保険の埋葬料は、5万円とする。

(5)レセプトIT化の推進等

・ 医療機関等が審査支払機関に提出したり審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、平成18年度からオンライン化を進め、平成23年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるものとする。その際には、データ分析が可能となるよう取り組む。

(6)その他

・ 保険料賦課の基準となる標準報酬月額の上下限の範囲の拡大や、標準賞与額の見直しを行う。

・ 公的年金等控除等の見直しに伴い、現役並みの所得に該当する高齢者等の負担について、2年間の経過措置を講ずる。

、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

1、新たな高齢者医療制度の創設（平成20年度）

・ 75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した医療

制度を創設する。

・ 65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度を創設する。

(1)後期高齢者医療制度(75歳以上)

運営の仕組み

・ 運営については、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行う。

・ 広域連合の財政リスクの軽減については、国・都道府県が共同して責任を果たす仕組みとする。

・ 広域連合に対する高額な医療費等についての国・都道府県による財政支援、国・都道府県も拠出する基金による保険料未納等に対する貸付・交付の仕組みを設ける。

財源構成等

・ 財源構成は、患者負担を除き、公費(約5割)、現役世代からの支援(約4割)のほか、高齢者から広く薄く保険料(1割)を徴収する。被用者保険の被扶養者であった高齢者の保険料の負担については、必要な経過措置を講ずる。

・ 現役世代からの支援は、国保・被用者保険の加入者数に応じた支援とする。

・ 世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化にに応じて、負担割合を変えていく仕組みを導入する。

・ 高齢者の保険料による負担割合(1割)は高まり、現役世代割合は、約

4割を上限として減っていく。

患者負担

・ 75歳以上の後期高齢者については、1割負担(現役並みの所得を有する者は3割負担)とする。

後期高齢者医療制度にふさわしい診療報酬体系

・ 心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築する。

調整の仕組み

(2)前期高齢者医療制度(65歳・74歳)

・ 国保・被用者保険の従来制度に加入したまま、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整する仕組みを創設する。

患者負担

・ 70歳未満の者は、これまでと同様に3割負担とし、70歳から74歳の者については、2割負担(ただし、現役並みの所得を有する者は3割負担)とする。

・ 1割負担から2割負担となる70歳から74歳までの低所得者は、自己負担限度額を据え置く措置を講ずる。

経過措置

・ 現行の退職者医療制度は廃止する。

・ 平成26年度まで65歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置を講ずる。

(3)その他

乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大

・ 高齢者医療制度の創設に併せて、乳幼児に対する自己負担軽減(2割

負担)の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大する。

自己負担合算制度の創設

・ 医療保険及び介護保険の自己負担合算額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みを設ける。

・ 障害者自立支援法のサービスに係る利用者負担と調整する仕組みの在り方については、今後の検討課題とする。

後期高齢者医療制度についての意見交換の場の設置

・ 後期高齢者医療制度の運営は、広域連合と医療保険者等と意見交換の場を設ける。

2、保険者の再編・統合

(1)国民健康保険

・ 国民健康保険については、都道府県単位での保険運営を推進するため、都道府県内の市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡充を図る。

・ 保険者支援制度等の国保財政基盤強化策について、公費負担の在り方を含め総合的に見直す。

(2)政府管掌健康保険

・ 国とは切り離れた全国単位の公法人を保険者として設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

・ 被用者保険の最後の受け皿であることを踏まえ、準備金の積立てや、保険料率に関する必要な国の関与、保険料率の上下限の見直しなど、必要な措置を講ずる。

(3)健康保険組合

・ 規制緩和等を通じて、再編・統合を進める。

・ 同一都道府県内における健保組合の再編・統合の受け皿として、企業・業種を超えた地域型健保組合の設立を認める。

、診療報酬等の見直し

1、診療報酬改定

・ 平成18年度診療報酬改定は引き下げの方向で検討し、措置する。

2、薬剤等に係る見直し

・ 薬価改定で先発品の薬価を引き下げ。

3、中央社会保険医療協議会の見直し

・ 中医協の委員構成は公益6人、支払い側と診療側が各7人とする。委員の団体推薦制は廃止する。

、改革の時期

・ 現役並みの所得者に係る高齢者の患者負担の見直し、食費・居住費の負担の見直し、高額療養費の自己負担限度額の引上げ、出産育児一時金の引上げ、埋葬料の見直し、国保財政基盤強化策等、中央社会保険医療協議会の見直し、地域型健保組合の創設は平成18年度に実施する。

・ 現金給付(出産育児一時金の引上げ等を除く)及び保険料賦課の見直しは平成19年度に実施する。

・ 医療費適正化計画、高齢者医療制度、乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大及び政府管掌健康保険の公法人化は平成20年度に実施する。

フォーラム

●町村独自の地域振興事例紹介●

現地レポート

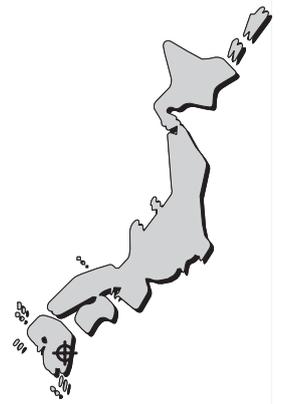
自然生態系農業への取り組み

～食の安全と環境保全を第一に～

▶大根の収穫を体験



野菜即売会



宮崎県

あや ちょう 綾 町

▼ 取り組みの概要

・ 取り組みの動機

綾町の自然生態系農業は、1973年に「健康ですみよい町づくり」

綾町は宮崎県のほぼ中央部・宮崎市の西方20kmに位置し、人口約7、600人で農業を基幹産業とする緑豊かな町です。町の西北部に広がっている国内最大規模の照葉樹林帯（カシ、タブ、ヤブツバキなど）は、「九州中央山地国定公園」に指定され、その山から湧き出る水は「日本名水百選」にも選定されています。私たちのふるさとを形づくる農耕文化や食文化も照葉樹林の永い歴史のなかで生み出されたものです。この恵まれた綾の自然環境を守るとともに自然の摂理をふまえた農と食の心をと戻し、次の世代に伝えるため、1988年に「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、農業の振興と食の安全運動と連動させ、生産者と消費者との絆を深めてきました。さらに、2000年11月に有機JAS登録認定機関として、消費者が求める有機農産物を生産者が責任をもって提供していくための認定業務を行い、綾町ブランドの確立に一層の努力をしています。



をスローガンに、新鮮な家庭菜園による健康な生活運動を目指した、一坪菜園の普及を皮切りに始まりまし
た。この運動と連携して農業は土づくりを基本に、安全な食べ物に配慮した農産物生産を実践してきました。
(1)土づくりの基本である有機物の確保は1978年に、し尿を液状堆肥化(有機液肥)する自給肥料供給施設、1981年に家畜糞尿処理施設、1987年には家庭から出る生ゴミを有機質肥料として有効活用する生活雑廃コンポスト製造施設等を設置し、町内で得られる有機物を農耕地に戻す資源循環を行う有機物生産のための基盤を整備するとともに、農家に対しては堆肥盤の設置などを実施して、有機物資源の利用体制の確立を図ってきました。
(2)1978年から農産物の販売として、北九州共生連合と産直取引きを

開始しました。この取引きを機に消費者・生産者・農協・町の四者一体による交流会が開催され、自然生態系農業確立のための基礎づくりが進められ、現在も各地の生協との連携がなされています。また、保健サイドでも町民の健康づくり事業の一環として、日常の食事を見直す運動(栄養士による栄養学級)を進め、安全な農産物が求められるようになりました。
(3)1983年に生産者・JA綾町・綾町が一体となった有機農業推進本部を設け、環境に優しい農業農村を築いていくことが論議され、1988年に全国に先駆けて「自然生態系農業の推進に関する条例」(図1)を制定しました。
また、自然生態系農業推進体制として、各種事業の推進・運動の展開を円滑に進めるために、有機農業推

図1《自然生態系農業の推進に関する条例の仕組み》

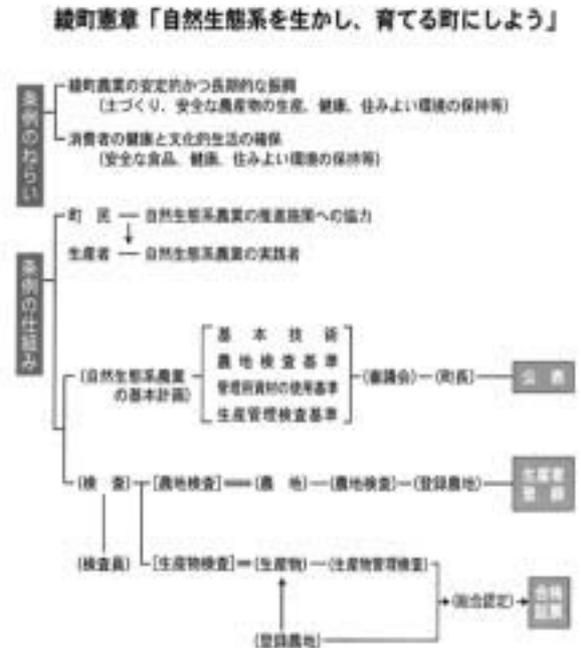
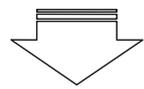


図2《自然生態系農産物の認証基準の仕組み》

農地の認定区分	過去における農地の管理状況		
	土壌消毒剤 除草剤	土づくり	
A農地	使用しない	土づくり3年以上の農地	
B農地	使用しない	土づくり2年以上3年未満の農地	
C農地	使用しない	土づくり1年以上2年未満の農地	

管理の認定区分	土壌消毒剤 除草剤	化学肥料	合成化学農薬 (防除回数)
	A	使用しない	使用しない
B	使用しない	三要素施用成分 総量20%以下	慣行防除の 1/5以下
C	使用しない	三要素施用成分 総量20%以下	慣行防除の 1/3以下

進会議、有機農業開発センター及び実践母体として有機農業実践振興会(いずれも1989年)を設置し、自然生態系農業の実践を展開しています。
(4)自然生態系農産物の基準と認証(図2)
綾町では、農地の登録基準と生産管理基準に従って生産物をランク付けし、認証シールを交付することにより消費者には栽培管理の実態(各作物栽培管理記録簿の提出)が明確につかめるシステムを採用しています。
具体的には、農家登録(現在401戸)、農地の認定と栽培管理の認定区分からなり、農地の認定は土壌消毒と除草剤を使用しない農地で、完熟堆肥投入による土づくりを過去



総合認定区分基準		
農地認定区分	生産管理認定区分	総合認定区分
A農地	A	A (ゴールド)
A農地	B	B (シルバー)
B農地		
B農地	A	C (カップパー)
A農地	C	
B農地		
C農地	A	
C農地	B	

3ヶ年以上継続して実施している農地をA農地、2年以上3年未満をB農地、1年以上2年未満をC農地としています。
栽培管理区分では、土壌消毒と除草剤を使用しない農地で、化学肥料の三要素成分の総量と化学農薬の慣行防除回数に対する使用回数によってA/Cランクに区分し、この農地と栽培管理の組合せによって農産物の認定区分を総合的にA(ゴールド)、B(シルバー)、C(カップパー)に分類して認証シールを交付しています。
自然生態系農産物の認証は、有機農業開発センターが農地の土壌検査や生産者から提出される栽培管理記録簿等により審査して認定しています。

フォーラム

食のふれあい広場



(5) 自然生態系農業の基本的技術
土づくりを基本とし、完熟堆肥(牛糞・豚糞・稲わら等)を投入すること。町内で排出される生ゴミ500トンに家畜の糞尿を混ぜて発酵させ、400トンの完熟堆肥ができ、それを農地に散布しています。

また、2000年には畜産農家と耕種農家の連携によりぼかし肥料の製造にも取り組んでいます。病害虫防除については、土壌消毒剤、除草剤は使用しないで病害虫の防除も極力抑えた栽培をしています。

農薬の低減方法として、防虫ネット利用による雨除けハウス、幌型トンネル等の活用、性フェロモン剤の利用、シルバーパーリマルチ等による忌避抑制効果による低減を図っています。土壌センチュウ対策は、抑制効果作物等を活用しながら作物の効

率的な輪作体系を導入しています。なお、栽培技術に関する指導は「A綾町と有機農業開発センターが一体となって行っています。」

(6) 自然生態系農産物の販売
消費者に対する信頼関係の向上と販路拡大を図るため、宮崎市内を始めとして各地の生協等で自然生態系農産物の販売フェアを開催しています。また、地産地消運動の一環として、町内の小・中学校の給食や社会福祉施設(保育所)などに供給しています。

綾手づくりほんものセンターの年間販売額約4億円のうち、登録会員の生産する農産物が55%を占め、客層の90パーセントは安心・安全な農産物を求めて来る町外の消費者で、綾ブランドの一翼を担っています。

(7) 消費者との交流会
自然生態系農業を進めていくためには、消費者にいかに関心を持ってもらうかが大切なことです。このために有機農業推進大会の開催(毎年11月に開かれ、生産者・消費者約700名が集い、会員の農業事例報告や講演などを通じ、意識の統一や信頼関係を深めています。農業祭(11月)では、有機農業実践振興会の各実践支部が2日間直接消費者に販売し、交流を深めています。収穫体験交流(消費者が農業体験を通じて、農業に直接触れてもらおうと、毎年秋に宮崎市内の消費者300名を対象に「ふれあい収穫体験」を行ない、直接消費者から「おいしい」との声をきくことが出来、実践農家への励みになっています。有機農業婦人部の活動(地域住民の「食生

活」の推進に対する側面からの活動)として、農産物の加工に取り組んでいます。地場産大豆、天然塩を使用した安全な味噌づくり(支部ごとに実施され、年間約10トンに達し、会員や地域住民で消費されている。)や「町と村を結ぶ食のふれあい広場」では、ふるさとの食文化(スローフード)を見直す機会を提供しており、料理は町内の安心・安全な農畜産物を材料として、支部ごとに特徴を生かしたふるさと料理を作り、生産者と消費者との交流会に出品される料理のレシピを配布することにより、地元で安全な食材を使った食文化の普及にも活かされています。

(8) 成果と課題
消費者との各種交流事業の中から、生産者も「安心・安全な農産物を消費者に提供したい」との意識が



味噌作り

高く、地域の環境についても目を向けるようになってきました。自然生態系農産物を求めて、綾町に訪れる人も多く(年間約120万人)、地域の活性化に寄与しています。自然生態系農業を進めるためには、土づくりに係る費用高、除草作業等の負担増もあり、除草技術の開発と省力化のための機械化体系の確立が急務となっています。さらには、施設キウウリや果樹類に対する農薬低減等のための新資材・新技術の開発等が必要になっています。

最後に

綾町の自然生態系農業の取り組みは、南九州のような温暖多雨の地域では、病害虫の多発、除草作業等の効率面からみて、収益性に対する魅力は決して高いとはいえないものですが、このような環境条件の中でも食の安全、環境保全を考えると取組でもらっている地域の農業者・農業団体、更には消費者の立場から支えて頂いている多くの方々により感謝申し上げます。

綾町における自然生態系農業の取り組みは、豊かな自然環境を背景にした長い歴史を刻みながら一歩一歩と作りあげられたものです。これからも、私たちは今まで取組んできたこの有機農業に甘んじることなく、築きあげた有機農業を通じて、「この素晴らしい緑の大地」を次の世代に引き継げるように自己研磨に励みながら一層の努力をしていきたいと思

(綾町有機農業開発センター

所長 松田 典久)

情 報

カプセル Now & New

町長の出前ふれあい喫茶室を開設
北海道 栗山町

町は、川口孝太郎町長が自ら町民のところへ出向いて町政などについて語り合う「孝太郎町長の出前ふれあい喫茶室」を開設している。直接町民と交流し、町政への理解を深めてもらうのがねらいで、基本的に町民5人以上のグループが対象。月1回程度実施している。

携帯電話にリアルタイムで波情報を提供
岩手県 種市町

町は、遠方から来町するサイファーなどを対象に、携帯電話（NTTドコモのFOMA）で町内の海浜公園の波の状況が確認できる波情報提供サービスを行っている。海岸に設置した3台のカメラの映像から、波の状況や天候、駐車場の様子などがリアルタイムで確認できる。

「スリッパ三人四脚」を山形県
河北町

町は、生産の減少が続くスリッパ産業の振興策の一環として、スリッパを活用した新たな競技として「スリッパ三人四脚」を考案し、町内小中学校の運動会などに取り入れている。また、スリッパ形ラケットを使用した「スリッパ卓球」なども考案し、その普及に努めている。

「自由民権記念碑」を建立
福島県 福島町

町は、合併50周年記念事業として、河野広中など同町出身の自由民権運動家の遺徳を顕彰す

る「自由民権記念碑」を町役場に建立する。同時に町歴史民俗資料館にある河野広中の銅像も移設する。総工費は土地整備も含め800万円程度で、平成18年3月末に完成の予定。

「河野守弘と『下野国誌』」を栃木県
二宮町

町は、町史編さん事業の一環として、江戸時代の町出身の偉人などを扱った研究書「河野守弘と『下野国誌』」を出版した。B5判150ページで、写真も掲載し、読みやすく工夫しているのが特徴。町周辺の名所旧跡、寺社なども紹介し、歴史方イドブックとしても楽しめる。

「町長の在任期間に関する埼玉県
松伏町

町は、町長の多選について規定した「町長の在任期間に関する条例」を施行した。「同一の者が長期にわたり在任することによって生じる恐れのある弊害を防止し、町政運営の活性化を図る」のがねらい。「連続して3期を超えて在任しないよう努めるものとする」と定めている。

ホームページに「健康 神奈川県
チエック」コーナーを開設
湯河原町

町は、町ホームページに「自分でできる健康チェック」のコーナーを開設した。町民にアクセスしてもらい健康づくりに役立ててもらうのがねらい。利用には広報誌に記したアクセスコードが必要で、「健康日本21」の常設チェックや年4回の新設チェックなどを掲載している。

「職員出前講座」を実施
石川県 内灘町

町は、職員が町民のところへ出向いて事業などを説明する「職員出前講座」を実施している。町民のまちづくりへの参加意識を高めるとともに、町民との交流でニーズを把握し、今後の施策に生かしていくのがねらい。5人以上の団体が対象で、37テーマを用意している。

3部9課を1課に再編
大阪府 千早赤阪村

村は、3部9課を11課に再編する機構改革を行った。簡素な組織体制にし、意思決定の迅速化を図っていくのがねらい。業務量の均衡を図るため、4係を抱えていた総務課を秘書政策課と総務課に分割する一方、保険課を新設し、窓口サービスの向上を図った。

保育所を再利用し「音楽の奈良県
森ふれあい館」を整備
室生村

村は、廃園になった保育所の建物をリニューアルし、「音楽の森ふれあい館」を整備した。村内の高齢者の社会参加や音楽を通じた健康づくりの場とするとともに、約100人収容のミニホールで少年少女合唱団のコンサートなどを開いて地域間交流に役立てていく。

津波避難タワーを2基建設
和歌山県 串本町

本州最南端に位置している町は、津波による避難困難地域の解消に向け、津波避難タワー2基の建設を進めている。高さ7.9mの鉄骨造りで、地上5.

8m地点に50〜100人が避難できるデッキを造る。今年度中に完成の予定で、次年度以降も建設を検討していく。

交通の足確保に「コミュニティタクシー」を運行
佐賀県 白石町

町は、町内の学校や公共施設、病院とJRの駅などを結ぶ「コミュニティタクシー」を運行している。路線バスの廃線などに伴い交通の足を失った高齢者や児童などの交通手段を確保するのがねらい。タクシーは10人乗りで、運賃は100円。

「ファミリー・サポート・センター」を開設
熊本県 植木町

町は、一般家庭間での託児を仲介する「ファミリー・サポート・センター」を開設した。子どもを預ける親を「依頼会員」、預かる家庭を「協力会員」として登録し、センターのアドバイザーを介して協力会員に子どもを預ける。依頼会員は1時間当たり600円を支払う。

焼却灰を利用した保水水
鹿児島県 川辺町

町は、ダイオキシンを無害化処理した焼却灰を活用した保水れんが「打ち水くん」を、れんが製造・販売会社や都城高専などとの産学官共同で開発した。約1年をかけて製品化にこぎつけた。高い透水性・保水力があり、ヒートアイランド対策として歩道や屋上などに活用できる。歩道や屋上、バルコニー、プールなどでの利用を見込んでいる。

カプセル Now & New

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

千葉県町村会は11月10日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(11月11日就任)

千葉県町村会長
長生郡白子町長

林 和雄
はやし かずお

【住所】千葉県長生郡白子町浜宿20
15番地
昭和22年11月16日生

【町村会関係の経歴】平成14年長生



【町長に当選するまでの経歴】昭和50年白子町議会議員 平成元年白子町議会議員 5年白子町長
【町長としての当選回数】4回

大阪府町村会会は11月15日の定例総会で次のとおり会長を選出した。

(11月15日就任)

大阪府町村会長
泉南郡熊取町長

上垣 正純
うえがき まさずみ

【住所】大阪府泉南郡熊取町大字大久保1535
昭和19年12月16日生



【町村会関係の経歴】平成3年熊取町議会議員 7年熊取町長
【町長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】平成12年大阪

山口県町村会会は9月30日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(10月1日就任)

山口県町村会長
玖珂郡由宇町長

榎本 利光
えきもと としみつ

【住所】山口県玖珂郡由宇町南沖3丁目3番13号
昭和21年3月19日生



役 9年由宇町長
【町長としての当選回数】3回

【町長に当選するまでの経歴】昭和39年由宇町役場 平成5年由宇町助

【町村会関係の経歴】平成15年玖珂郡町村会会長 17年山口県町村会副会長

郡町村会長 16年千葉県町村会副会長

【主な業績】シルバー人材センター設立 長野県小谷村と姉妹交流

「南白亀川イカダのぼり競争」白子たまねぎまつり開催 町民サッカー場オープン 少年野球場オープン 介護予防施設ふれあいセンター開設 南白亀川新橋の完成 内谷川改修事業着工

【趣味】旅行
【家族】妻・2男・父・母

府町村会長理事

【主な業績】総合体育館建設 熊取橋上駅完成 駅前交通広場整備 総合保健福祉センター建設 環境センター改修工事整備 野外活動ふれあい広場整備 熊取交流センター建設

【趣味】読書・スポーツ
【家族】妻・母

【主な業績】公共下水道事業の推進

シルバーハウジング等複合施設の建設 幼保一元化施設の整備 有家海岸環境整備事業と港オアシスの開設 廃棄物の減量化及びリサイクル事業の推進 子どもと親の相談員設置 楽しい学び舎サポート事業 神代防災道路の整備 神東地区越波対策の推進 急傾斜地崩壊対策事業の推進

【趣味】自転車・釣り・野球
【家族】妻・娘・母

◆発電関係市町村全国協議会 研修会開催のお知らせ

発電関係市町村全国協議会(事務局・全国町村会経済農林部)は、左記の要領で、平成17年度研修会を開催します。

1、日 時

平成18年1月19日(木)13時～
1月20日(金)11時50分

2、会場

全国町村会館2階ホール
東京都千代田区永田町1-11-35

3、募集定員 150名

4、参加費 無料

5、プログラム

1月19日(木)
開会13:00

会長挨拶

「電源立地地域対策交付金の概要について」
資源エネルギー庁電源地域整備室長 草野祥二氏

「電源地域のまちづくり・課題が多い只見川電源流域の町金山」
福島県金山町長 齋藤勇一氏

「条件不利地域の財源保障と地域政策」
日本大学経済学部助教授 沼尾波子氏

1月20日(金)

「中小水力発電のススメ・地域に芽生えたBingonマイクロ水力発電」
東京発電(株)工務部長 稲垣守人

「ダムに関する問題と維持流量のあり方について」
新潟大学工学部教授 大熊 孝氏

6、問合わせ

発電関係市町村全国協議会事務局
(全国町村会経済農林部内)担当黒田

〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-35

TEL03-3581-0485
FAX03-3580-5955